

北京における歴史的環境の保全体系及び歴史文化保護区の再開発に関する実態

THE HISTORICAL ENVIRONMENT CONSERVATION SYSTEM AND ACTUAL CONDITION OF HISTORICAL CULTURAL CONSERVATION DISTRICT REDEVELOPMENT IN BEIJING

錢 威*, 岡崎 篤行**
Wei QIAN and Atsuyuki OKAZAKI

This research takes one of the most important Chinese cultural city and the Chinese capital, Beijing, as an object of study. It will be considered through seeking to grasp the historical environment conservation system to make clear present situation of it, and pick out two districts for investigating into the actual condition of historical cultural conservation district redevelopment. And we will make clear the construction of the historical heritage conservation and analyze the contents of the conservation plan for the historic city of Beijing and imperial city of Beijing.

Keywords: historical environment, historical cultural city, historical cultural conservation district, master plan for construction, historical relics conservation

歴史的環境、歴史文化名城、歴史文化保護区、総体保護計画、文物保護

1 研究の背景と目的

1980年代以降、中国の各都市は急激な経済発展及び都市再開発事業によって、歴史的景観や都市の構造が大きく破壊されつつある。この問題点に対して、1982年より、国レベルの保全制度として歴史文化名城（以下名城と略す）制度が発足した。ただし、個々の歴史地区では再開発と歴史的環境保全の矛盾が顕在化し、様々な特徴を持つ歴史地区の保全や整備などに充分対応できず、柔軟性が低いなどの欠陥が現れるようになったと言われている¹⁾。このため、歴史保護地域を都市開発地域から分離させて集中的に保存できるように「歴史文化保護区」（以下保護区と略す）を創設する必要性が生じた。1986年第2回国家歴史文化名城指定が行われると同時に、保護区の指定の可能性と原則に関する指示が出され²⁾、単体の文化財、保全地区と都市全体という三層保全体系の整備が全国各地で展開されることとなった。

近年の中国の都市開発と歴史的環境の保全に関する既往研究を見ると、名城制度を中心に歴史的都市を対象とした中国各地における歴史的環境の保全制度についての関連研究などがある^{3) 4)}。それぞれの都市の持つ独特な歴史的環境に相応しい保全制度をつくることは、重要か

つ緊急な課題であり、都市の変容に具体的にどのような対策を講じるべきか、さらに整備事業はどのように展開すべきかを明らかにする必要があると考えられる。

北京は中国封建社会後期の最も重要な都城であるが、現代中国の政治と文化の中心として、80年代以降の活発な都市開発によって、歴史的環境は大きく変容した。また、郊外に移転した住民は就職機会の減少、郊外集合団地周辺の基礎施設の不足などの問題に面し、移転補償金をめぐり、政府と住民の紛糾、再開発地域において歴史的景観の連續性の損失など様々なトラブルも起こった。特に、90年代末以来、オリンピックを迎えるため、より激しい都市建設や再開発が行われ、北京の歴史的遺産は危機的な局面になった。これを改善するため、近年は北京の特徴に応じて一連の制度が次々につくられ、活発に整備するとともに歴史的環境を保全・再生するための大きな役割を果たしている。中日両国では北京旧城、歴史的環境の保全をめぐり多くの関連研究^{1) 5) 6)}が行われているが、近年の政策動向による歴史的環境の保全体系の形成、及び歴史文化保護区の再開発実態についての研究はまだ行われていない。本研究では北京における歴史的環境保全整備の特徴、保全体系の構成を把握し、現在行わ

* 新潟大学大学院 修（工）

* 新潟大学工学部建設学科 助教授・博（工）

Graduate Student, Niigata Univ., M. Eng
Assoc. Prof. Dept. of Architecture, Faculty of Engineering, Niigata Univ., Dr. Eng.

れている歴史文化保護区の再開発実態及び実際の効果を評価することを目的とするものである。

2 研究方法及び研究対象地の概要

本研究では現在の保全体系と保護区の再開発実態を明らかにするため、中国国家図書館、北京政府各部門のホームページ、設計部門から、保護計画や関連制度、法規に関連する資料を収集した。また、北京市の歴史的遺産保護や都市計画部門（市文物局、市規画委員会）の担当者へのヒアリングを通じて、各制度の形成経緯、保全体系の役割、行政部門・住民・専門家などの各主体の関係及び保護区再開発の現状を把握する。また、2005年9月21日～10月7日に、北京旧城内歴史文化保護区の2地区（南池子・烟袋斜街）において現地調査を行い、再開発事業の効果を考察し、入手した資料、情報から、両地区の相違点と再開発の問題点を検討した。

北京市（図-1）は、遼代から中国の政治の中心となり、800年余りの歴史を持つ世界的に有名な古都である。元代大都の建設理論を継承し、明・清代の北京は500年余り城の構造を形成し、今日の都市の構造、道路、水系、庭園、宮殿、住居などの歴史的環境を次第に形成していく⁵⁾。図-1中央の「凸」形地域は、旧城と呼ばれる明代からの古都であり、北京旧城には多くの歴史的遺産が集中している。図-2は旧城の区域及び歴史文化保護区の第一回指定を受けた25地区や第二回指定を受けた15地区のうち5地区を示し、残り10地区は図-1に示した。

3 現行の歴史的環境保全整備の特徴

2000年以降、北京市は急速な都市整備により、旧城の歴史的環境が消失する危機が生じた。この緊迫した局面に対応して北京市は保全制度の制定を強化し、以前と比較し、保全体系は改善と構成となっている。北京における現行の歴史的環境保全整備は以下の特徴が見られる。

3. 1 北京旧城の構造単位である四合院院落の保全

2003年公布した「名城保護計画」には、伝統的四合院の価値を認め、重視し、旧城内の四合院に対する保護制度が次々に制定されている⁶⁾。文物保護単位以外の「有保護価値四合院」に対する保護、保護区家屋風貌の修繕基準及び四合院の活用・再生を促進するためのいくつかの法規が制定された。このほか、「危旧房改造」の実施中に四合院が破壊された現状に対して、文物保護単位にならない優れた四合院を保護するため、2002年3月から市文物

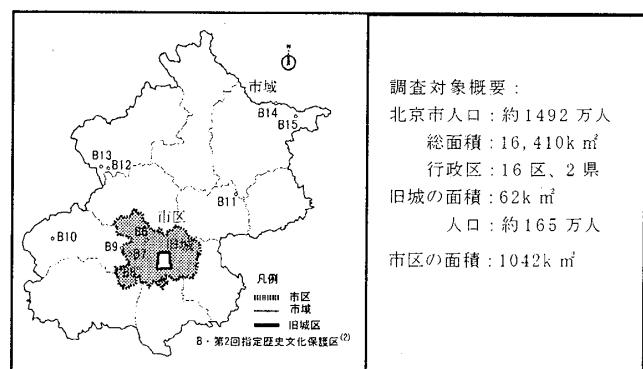


図-1 北京市市域及び歴史文化保護区の分布

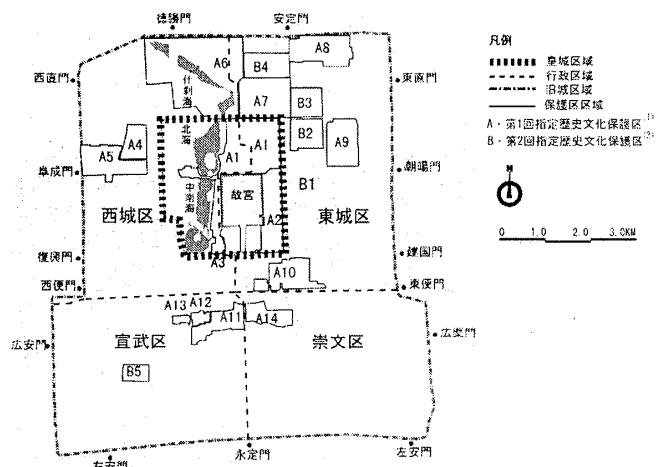


図-2 北京旧城区域及び歴史文化保護区の分布

局の古建築研究所は旧城内の四合院の全面的な調査を行っており、2003年12月までに658箇所の保護院落を選定し、保護リストを公布した。これにより、文物保護単位と同等に保護されることになった。

3. 2 名城、保護区における面的保全の詳細化

歴史文化保護区の保護については2002年10月文物保護法修正案が批准され、第2章第14条の補充内容において保護区の法的根拠が明確化された。2004年2月建設部は「都市紫線管理弁法」を公布し、都市総体計画を制定する際には、保護区の保護範囲線を必ず設け、実施原則と管理細則を制定した。2004年には、北京市「都市総体計画」(2005～2020)が制定された。ここでは、歴史的環境保全を重要と位置づけ、三層保全体系について今後の方向性を示し、大規模再開発が旧城の歴史的環境に与えた破壊を認め、保護対象を拡大しつつ、保護制度の完備や保護方法の改善を続けると規定した。

保護計画については25保護区、名城、皇城保護計画が次第に制定され、マスタープランとして地区の整備事業や修建性詳細計画の制定において基本になっている。

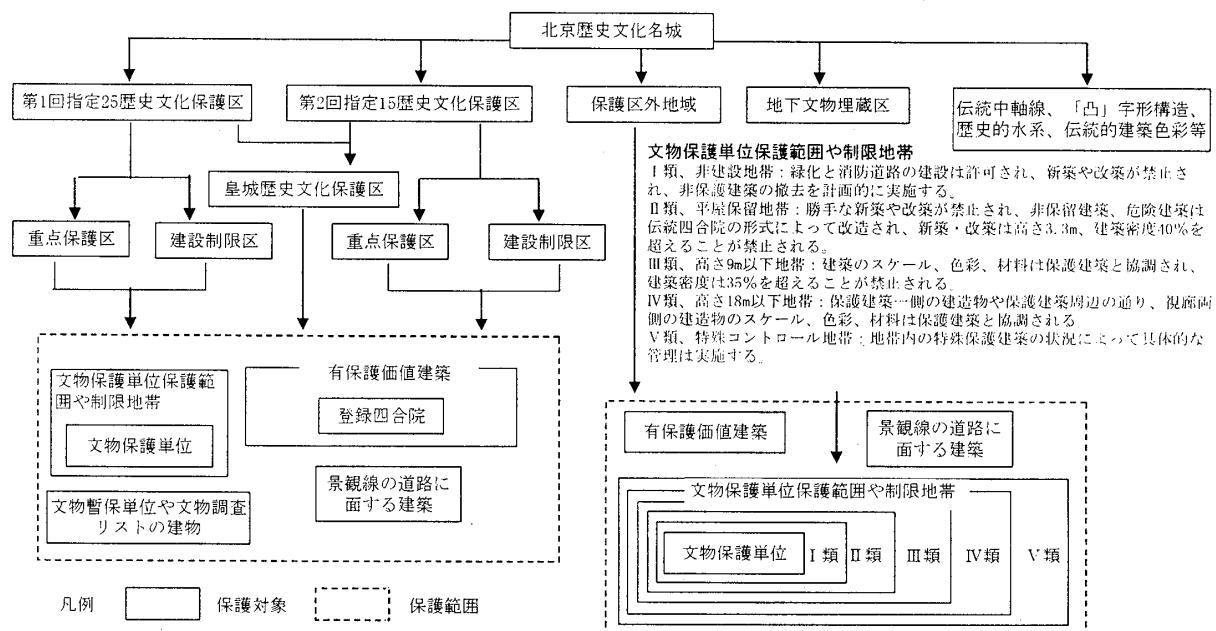


図-3 歴史的環境の保全体系

3. 3 保全・整備事業の展開

2000年5月、北京市政府は3.3億人民元（1人民元は約15円に相当する）を出資して白塔寺、国子監などの100箇所ほどの文物保護単位に対する修繕事業を行い、一部の保護単位の敷地内にある違法建物を撤去した。2000年から市政府は毎年1.1億人民元（2003年から1.2億）の修繕資金を出資し、伝統中軸線を含む伝統景観線や風貌区を整備することになった。また、保護区に適応する都市整備方法の検討が実施され、2002～2003年に故宮東側の南池子地区は保護区内で初めての対象地として整備が行われた。2003年から、市政府は保護区内の6地区の再整備計画を行うと決定した。

3. 4 法規効力の強化

2005年に公布された「北京歴史名城保護条例」は、保護事業を担当する各部門の責任者を明確にし、これまでより高い法律効力がある詳細な厳しい制限や罰則を規定した。「条例」の第14条は文物保護単位ではなくともある程度の伝統的な特徴と保護価値を持つか、あるいは真正性のある、又は比較的に完全な歴史要素を伝える建造物を「有保護価値建築」と定義した。有保護価値建築に対する取り壊し、改築、増築行為は10万～20万人民元の罰金が課されることになった。また、有保護価値建築の所有者、管理者、使用者は必ず保護・修繕の義務を負い、違反した場合は10万～20万人民元の罰金が課される。このような高い罰金が設定され、保護の根拠と保障が強化されたと言える。

近年の保全整備は各面の法規、技術基準、実施細則、制限方法などの充実による三層保全体系の強化と一般四合院などの非文化財の伝統建築に対する保護の重視という点が挙げられる。

4 北京における歴史的環境保全体系

4. 1 北京における歴史的環境保全体系の構成

図-3に示すように、各制度に基づき、歴史文化名城、歴史文化保護区、文物保護単位は北京の歴史的環境保全体系の基礎を構成した。名城保護は伝統的中軸線、皇城などの10層の保護であり、伝統商業、芸術などの無形文化財までを対象としている。保護区は重点保護区と建設制限区に分けられ、重点保護区は地区の全体風貌や真正性の重視及び小規模整備が特徴であり、建設制限区は重点保護区との調和、土地用途、高度、容積率、色彩等の制限が重要であるとされている。文物保護単位の保護範囲や制限地帯は文物保護単位を中心とする周辺に輻射状の5つの地帯を設定し、建物の高さなども明確に制限している。ただし、全ての文物保護単位は5つの地帯を設定されておらず、保護範囲が足りないという指摘がある。また、区、県級の歴史的建造物は保全価値の確認が完了するまでの期間は、「暫時保護文物保護単位」として保護されることが規定された。これ以外は「有保護価値建築」に選定され、文物保護単位と同じように保護されることになる。また、保護区内の一般伝統建築及び一般建築も分類され、それに相応しい手法で整備されると規定され

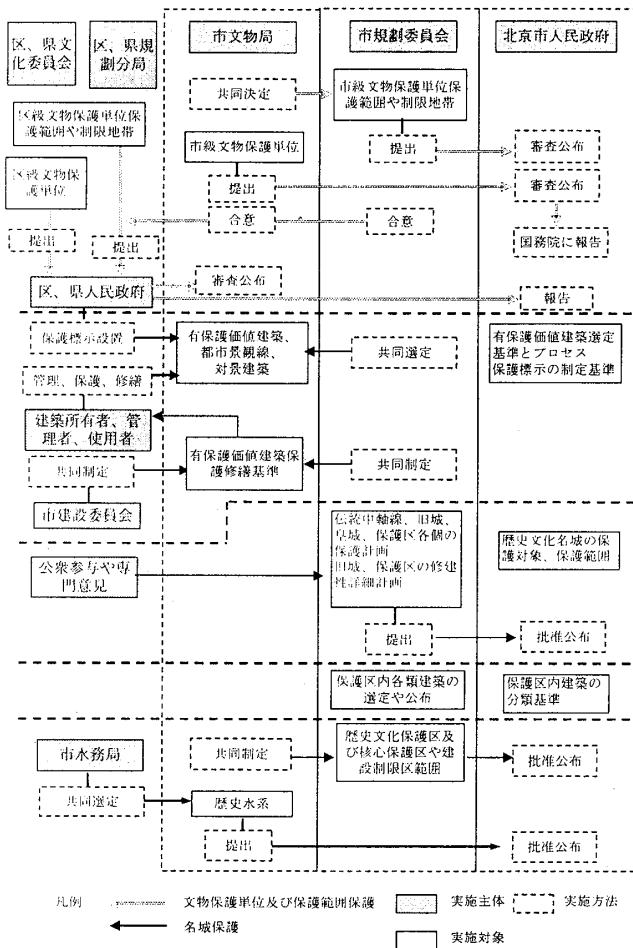


図-4 歴史的環境保全各機関の役割

ている。保護区以外の地域は文物保護単位との保護地帯及び有保護価値建築だけが保護対象となっており、一般伝統建築に対する保全については規定されていない。また、地下文物埋蔵区も保護の対象となり、これまで3回指定されている。

4.2 各主体の役割

図-4は北京歴史的環境保全の枠組み及び各機関の関係や役割を示している。「有保護価値建築」は機関、会社の他、個人でも申請権利がある。有保護価値建築は市文物局や規劃委員会により審査・選定され、区・県政府により保護標示をつけられる。また、市文物局、市規劃委員会、市建設委員会は共同で修繕基準を作成する。文物保護単位の指定は主に市文物局、区・県文物管理機関（文化委員会）が決定、提出するが、文物保護単位保護制限地帯の指定は地区計画の範囲にわたるため、各文物管理機関は都市計画行政機関と協力してリストを作成しなければならない。市級は市政府がリストを審査・公布するが、区・県級は区、县政府に提出し、区・县政府が審査・公布することになる。ただし、区・県級文物保護単位保

護範囲や制限地帯は基本的に市文物局や規劃委員会の合意を取得しなければならない。

また、市規劃委員会と文物局は歴史文化保護区の選定及び範囲の確定を行い、市政府が批准、公布する。そして、名城の保護対象とする伝統中軸線、皇城、保護区等のそれぞれの保護計画及び旧城、保護区の修建性詳細計画は市規劃委員会が制定した後、市政府に提出し、専門家の座談会、一般市民に公表するなどの方法で意見を求める。保護区内の各類建築は必ず公布し、分類基準は市政府が策定する。そのほか、歴史水系の確定については、市文物局は水務局と共同で選定することになっている。

4.3 保全体系の課題

北京の歴史的環境保全体系には以下の問題点がある。

- 1) 登録四合院を含む有保護価値建築の選定は運用がはじまつたばかりで、日本の登録文化財のような統一の審査制度と選定は基準がなく、登録四合院以外の実績がまだ見られない。歴史文化保護区以外の地域は一般伝統的建築の保全についての制度的な制限が足りない。
- 2) 現在は四合院の販売と賃貸が活発になっているが、数量が少ないため、四合院の所有権を明らかにし、活用・再生を推進し、緩い制限を行うことが緊急の課題である。
- 3) 行政の強制再開発を避け、住民の保護意識と知識を向上し、住民団体の育成のための環境をつくり、市民参加体制を設立すべきである。
- 4) 都市整備事業および市民の家屋修繕では、監督、指導機構を設立すべきである。

5 歴史文化保護区再開発の事例分析

5.1 対象地概要

南池子地区：旧城中心の故宮の東側に位置する面積6.39haの地区。清代に紫禁城の一部として官庁や倉庫として利用され、庶民の立ち入りが禁止されていた。民国以降は住宅区として利用されるようになり、住民により何度も増改築が繰り返され、住環境が悪化し、再開発に至った。

烟袋斜街地区：最大の歴史文化保護区什刹海地区の南側、旧城中軸線沿いに位置する面積6.9haの地区で、住宅地と伝統商業街が混在する什刹海地区の中心地である。清代以降、北京独特の骨董商が活発化し、民俗、文化街として発展したが、1949年以降は商業の衰退により商店街が違法建築に占拠された。2001年から再開発が始まり現在継続中である。

5.2 保護計画と問題点

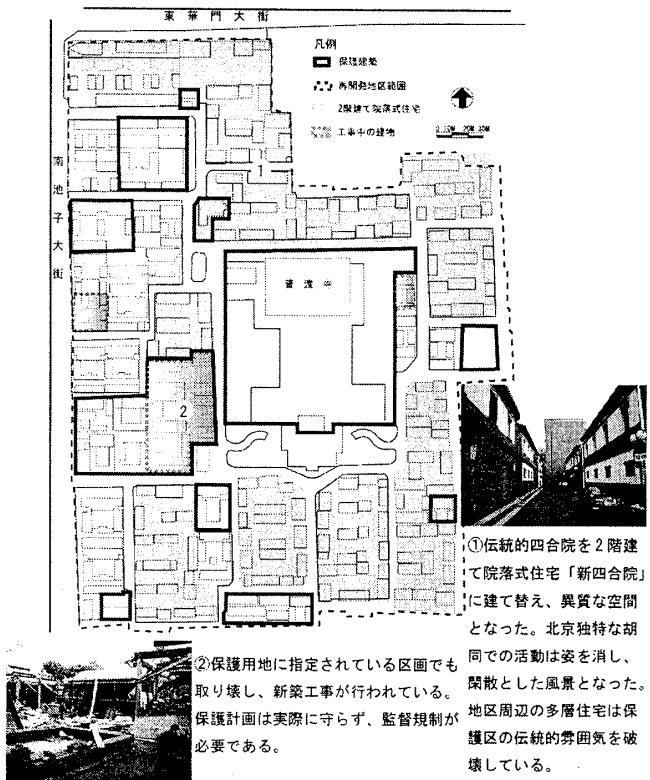


図-5 南池子地区調査結果

南池子地区：地区中心部の市文化財普渡寺の環境整備や保護と四合院・胡同の保護、住宅の改修と住民帰還、道路とインフラの整備という目標を掲げ、①全面的な保護、②合理的な保存、③適度な更新、④文化財の保護、⑤環境の整備、⑥機能の調整、⑦インフラの整備、⑧交通の円滑化、を基本原則とする保護計画を作り、2001年から大規模な再開発が行われた。

故宮の背景となる場所を形成すべく、普渡寺を中心とした計画とし、伝統的町並みの風貌を保持するため、普渡寺内の違法建築を取り壊し、もとの景観を回復した。また、建物の高さを周囲と調和するように計画した。さらに、防災のため道路の機能を完備し、勝手に増築した建物を排除、緑化率の増加、インフラの整備など、住環境の改善を図った。そして、胡同の名前と形を残し風貌を継承するなど、保護計画のもとに再開発は行われたが、実際には多くの課題が存在している。①図-5に示すように、8割の伝統的建築は2階建ての「新四合院」に建て替えて、建築高さと様式の変化は歴史的風貌を大きく変容させた。②保護計画中の一部の保護建築は伝統様式で建て直して、計画通りに保護されず、伝統建築の真正性は破壊された。③ディベロッパーが主体となり、短期間で大規模な再開発を行ったため、住民の利益は無視され、住

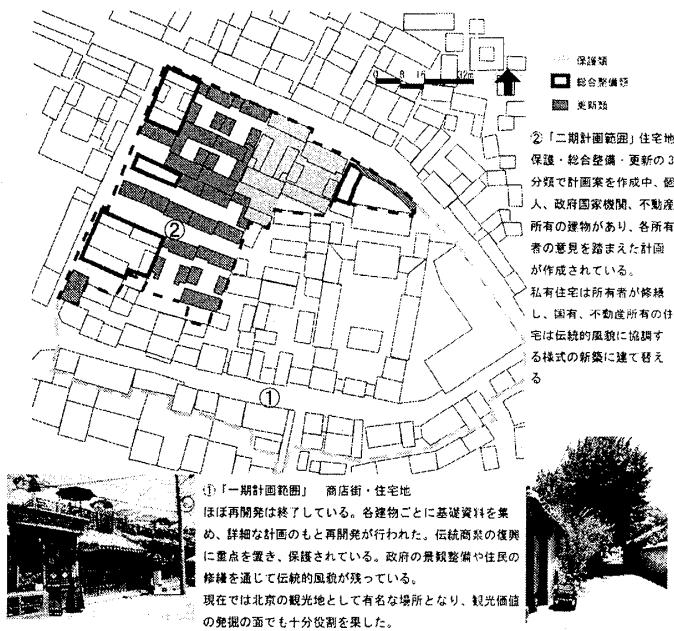


図-6 烟袋斜街地区調査結果

民と合意に至らず、私有住宅を強制的に撤去したトラブルが発生した。④景観の整備は不十分で、道に直面する車庫が多く存在し、町並みの景観を悪い影響を与えた。

烟袋斜街地区：「伝統風貌の保護」、「居住環境の改善」、「伝統商業の復興」、「保護意識の向上」の4つの課題をめぐり、2001年から西城区区政府は清華対大学が協力して保護計画を作成して、現在まで再開発が進行中である。

優れた文化財と伝統を継承し、文物や史跡を積極的に保護し、さらに地区の特徴である伝統的商業、住居の強化を行い、住環境の改善、伝統商業の復興、観光価値の発掘を行うなど、保護と発展の両方面から再開発が行われている。小規模な再開発を段階的に行う方式で、一つ一つが詳細に計画されている。また、地区内を「商業観光地区」、「住宅地区」、「南北中軸線の一部と湖沿いの地区」の3種類に分類し、各地区ごとに異なる手法で再開発が進められている。また、文化財や歴史的建築物・樹木、門などの空間認識の目印になるもの「点」の保護、それら重要な接点を繋ぐ景観「線」を作り出すことで、地区全体「面」の計画へと広がっていく、という3段階で整備し、画一的な保護になるのを避けている。

それに加え、行政、設計部門は住民合意を重視し、住民の自主修繕を中心に計画案を修正し、再開発を推進している。実際には、自由な改修は、色彩や建築様式の多様化を招き、伝統的雰囲気を壊すという問題もある。住民の意識の向上及び景観の制限は今後の課題になっていく。

表－1 両地区の再開発比較

	南池子地区	烟袋斜街地区
土地用途	住居	商業、住居
再開発期間	2001～2002	2001～
用地面積	6.39ha	6.9ha
整備方式	短期間の大規模再開発	長期間の小規模、段階的な整備
保護方法	文化財建築、周辺環境の整備と少量の伝統的住宅の保護。大部分伝統的住宅は建て替える	商店街の環境整備、文化財建築の保護、伝統的住宅の分類保護
各主体の役割	政府審査、ディベロッパー実施、専門家の協力	政府主導実施、専門家協力、住民参加
資金	ディベロッパー	政府、住民

5.3 両地区の比較

両地区的保護計画や再開発結果を比較すると、再開発の手法、方式に大きな違いがあることがわかる。南池子の再開発はディベロッパーが投資し、ディベロッパーの利益が追求され、住民の利益を無視した強制的な再開発であり、文化財以外の伝統的建築は保護されなかった。緑化率の増加、インフラの整備などの地区の状態が改善されたものの、歴史的建築物のオーセンティシティを壊し、伝統的風貌を大きく変容し、歴史的地区の保護としては失敗の事例であると思われる。それに比べ、烟袋斜街地区は政府が投資し、長い期間をかけ、小規模な整備を段階的におこなっている。住民も参加し、計画案を検討したため、住民の生活や意思をある程度反映した詳細な計画によって整備が実施されているのが特徴である。このことにより、歴史的風貌を維持し、行政、専門家や住民は協力して再開発を推進し、現段階で比較的良い結果となっている。

6 結論

1) 北京では四合院院落の保護を基礎単位とし、旧城の全面保護を中心に、三層の保全体系が構築されている。名城保護は伝統的要素が残る都市空間、構造、景観をはじめ伝統商業、芸術などの無形文化財までを対象としている。保護区では重点保護区のオーセンティシティを重視し、大規模取り壊しを禁止し、建設制限区では厳しい制限を設定している。文物保護単位は周辺環境保護及び地下文物埋蔵区の形で保護され、旧城の基礎単位となる四合院院落を含む有保護価値建築の保護が重要と位置づけている。

2) 名城保護対象及び選定基準は市が設定し、各行政部門や区、県政府に対し計画の制定と再開発事業を実施し、結果を市政府に報告するという方式である。また、専門家と

市民意見の導入が見られる。

3) 名城保護計画や保護区保護計画の策定にあたっては各地区の修建性詳細計画を制定し、整備事業が行われた。また、都市総体計画の直しは今後の保護方向を明確にした。名城保護条例は名城保護における各担当者の責任を規定し、保障を強化した。

4) 今回調査した二つの地区は歴史的環境保全体系の作成中に再開発され、大きく違った整備結果が見られた。ディベロッパーの投資、住民の意見無視したの短期間の整備であり、大規模再開発によって歴史的遺産を破壊したと言っても過言ではない。長い期間を経て、住民参加、多方面の協力を行った小規模整備方式ではいい成果が見られる。

今後の課題としては、各保護区の再開発は期間、政府投資などの条件をすべて満たさないとできないため、各地区の特徴に合わせて小規模な保護整備をえるのが緊急な課題である。また、一般伝統四合院の保護及び歴史的建築の活用・再生を阻害する問題をどう解決方法や住民の保護意識を向上し、住民参加を推進する方法の検討など課題が残っている。

謝辞 本研究は、2005年日本建築学会北陸支部奨励研究として行ったものである。また、元新潟大学学部生である西沢絵美さんには、研究において協力を頂きました。ここに、感謝の意を表します。

補注

- (1) 第1回指定の25歴史文化保護区 A1. 景山八片（8地区）A2～3. 南北長街 A4. 西華門大街 A5. 西四北頭条～八条 A6. 阜成門内大街 A7. 什刹海地区 A8. 南鑼鼓巷 A9. 国子監・雍和宮地区 A10. 北池子地区 A11. 東四三条～八条 A12～13. 南池子地区・東華門大街 A14. 東交民巷 A15. 大栅欄地区 A16. 東琉璃場街 A17. 西琉璃場街 A18. 鮮魚口地区
- (2) 第2回指定の15歴史文化保護区 旧城内：B1. 皇城、B2～3. 張自忠路南・北、B4. 北鑼鼓巷、B5. 法源寺、ほかに、旧城外のB6. 西郊清代皇家園林 B7. 模式口、B8. 宛平城、B9. 三家店、B10. 川底下、B11. 焦庄戶、B12. 岔道城、B13. 榆林堡、B14. 古北口、B15. 遥橋峪や小口

参考文献

- 1) 焦怡雪、呂俊華：「コミュニティ発展—北京旧城歴史文化保護区や改善の可能性手段」、清華大学博士論文、2003
- 2) 葉華、浅野聰、戸沼幸市：「中国における歴史的環境保存のための歴史文化名城保護制度に関する研究—名城保護制度の枠組みの整備過程の特徴と課題—」、日本建築学会計画系論文集 N.o 494, PP195～204, 1997. 4
- 3) 吳禾、樋口忠彦、岡崎篤行：「ハルビン市の旧市街地再整備事業における歴史的環境保護行政の役割」、日本建築学会計画系論文集 N.o 552 P223, 2002. 2
- 4) 錢威、岡崎篤行：「北京における歴史的環境保全制度の変遷」、都市計画報告集、N.o 4, PP5～8, 2005. 6